

瑞穂町
第5期高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

平成24年3月

瑞 穂 町

はじめに

瑞穂町では、平成 12 年 4 月に介護保険制度の開始に伴い、保健福祉施策の推進と介護保険事業の円滑な実施を図るため、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。その後、3 年ごとに計画内容を見直し、介護サービス基盤の整備や介護予防事業、高齢者の生活支援事業、保健事業等の充実を図ってきました。



今後は、団塊の世代が高齢者となり、平成 27 年には国民の 4 人に 1 人が、50 年後には 2.5 人に 1 人が、高齢者となることが予測されています。高齢者人口の増加への対処だけでなく、多様な価値観を有する高齢者像を視野に入れて、サービスを構築していくことが求められています。

実態調査では、多くの住民が自宅で過ごすことを望んでいます。高齢となっても、できる限り要介護状態にならずにいきいきと暮らせること、また、たとえ要介護状態になったとしても介護保険を利用しながら、自立した生活を送ることができる制度を目指します。

本計画の策定にあたっては、「瑞穂町長期総合計画」、「瑞穂町地域保健福祉計画」などの関連計画との整合性を図り、高齢者保健福祉計画から介護保険事業計画まで一貫した計画としてとりまとめました。

第 5 期計画期間は、高齢者の状態に応じ、自立した生活が営めるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援サービス」が切れ目なく一体化して提供される「地域包括ケアシステム」の考え方を念頭に置きつつ、地域に相応しいサービス提供体制の実現に向け取り組むものです。平成 27 年度以降、高齢化のピークがおとずれる際に支援サービス連携が発揮できるよう、本計画に沿って総合的なサービス提供体制と高齢者施策のさらなる充実・強化をはかります。

結びに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会及び瑞穂町地域保健福祉審議会の委員の皆様をはじめ、実態調査で多くのご意見をいただきました町民の皆様、ご協力いただきました関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

瑞穂町長 **石塚幸右衛門**

目次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景・趣旨	3
2	計画の位置づけ	5
3	計画策定体制	6
4	計画の期間と進行管理	6
(1)	計画の期間	6
(2)	計画の進行管理	6
第2章	高齢者人口等の現状と推計	
1	人口及び世帯の状況	9
(1)	高齢者数の推移	9
(2)	高齢者世帯の推移	10
2	要支援・要介護者の状況	10
3	高齢者人口等の推計	11
(1)	高齢者人口の推計	11
(2)	要支援・要介護認定者数の推計	12
第3章	高齢者等生活実態調査結果	
1	調査の概要	15
2	調査結果からみた課題	17
第4章	計画の基本理念	
1	基本理念	21
2	基本目標	23
3	施策の体系	24
第5章	施策の方向性	
1	介護保険事業の展開	27
(1)	介護給付サービス（要介護者を対象）	27
(2)	介護予防給付サービス（要支援者を対象）	37
(3)	地域密着型サービス	44
(4)	地域支援事業	49
(5)	介護保険事業の見通し	56
2	高齢者保健福祉事業の展開	59
(1)	介護予防・生活支援サービスの充実	59
(2)	健康づくり活動の充実	65
(3)	社会参加活動への参加促進	68
(4)	安心できる生活環境の確保	71
(5)	ひとにやさしいまちづくり	73
3	重点的に取り組むことが望ましい事項	74

4 サービス基盤整備	75
------------	----

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制	79
2 計画の適正な運営	80
3 人材の育成・確保	82
4 計画の普及・啓発	82

資料編

1 瑞穂町地域保健福祉審議会について	85
--------------------	----

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

わが国は、世界に例のないスピードで高齢化が進み、平成23年(2011年)には高齢化率が23.3%に達し、約4人に1人が高齢者という、「前例のない高齢社会」を迎えています。

このように高齢化が急速に進展し、家族への負担の集中など高齢者介護が社会問題化する中で、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度が平成12年(2000年)4月にスタートしました。

平成18年(2006年)には、介護保険制度の持続性を維持しつつ、高齢者ができる限り要介護状態にならず地域で自立した生活を送ることができるよう介護予防と地域支援に重点を置いた介護保険法の改正が行われ、地域密着サービスや地域包括支援センターの創設などが行われました。

また、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、虐待を防止することが極めて重要であることから、高齢者虐待防止、養護者に対する支援によって高齢者の権利利益の擁護を目的として平成18年(2006年)4月に高齢者虐待防止法が施行されました。

そして、今後も一層の高齢化が進行し、いわゆる団塊の世代が高齢者となる平成27年(2015年)には、国民の4人に1人が、50年後には2.5人に1人が、高齢者となることが予測されています。加えて、少子化などにより人口減少社会を迎えることから、今後、高齢化が一層進展します。

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者の増加、認知症高齢者の増加や要介護度の重度化がすすむことで、給付費が増加していくことが推測されることから、介護保険制度を持続・継続していくためには、様々な課題に取り組む必要があります。

また、平成20年(2008年)4月には、医療制度改革の一環として高齢者を対象とする保健事業を担ってきた「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されたほか、特定健康診査・特定保健指導が始まるなど、新たな仕組みづくりも進められました。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を町では、「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ ~すべての人を包み込む福祉社会を旨として~」を基本理念としています。また、高齢者に関わる保健福祉の総合的な施策の推進と介護保険事業の円滑な運営のために町の状況に合わせて策定してきました。

第5期計画期間は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活が営めるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援サービス」が

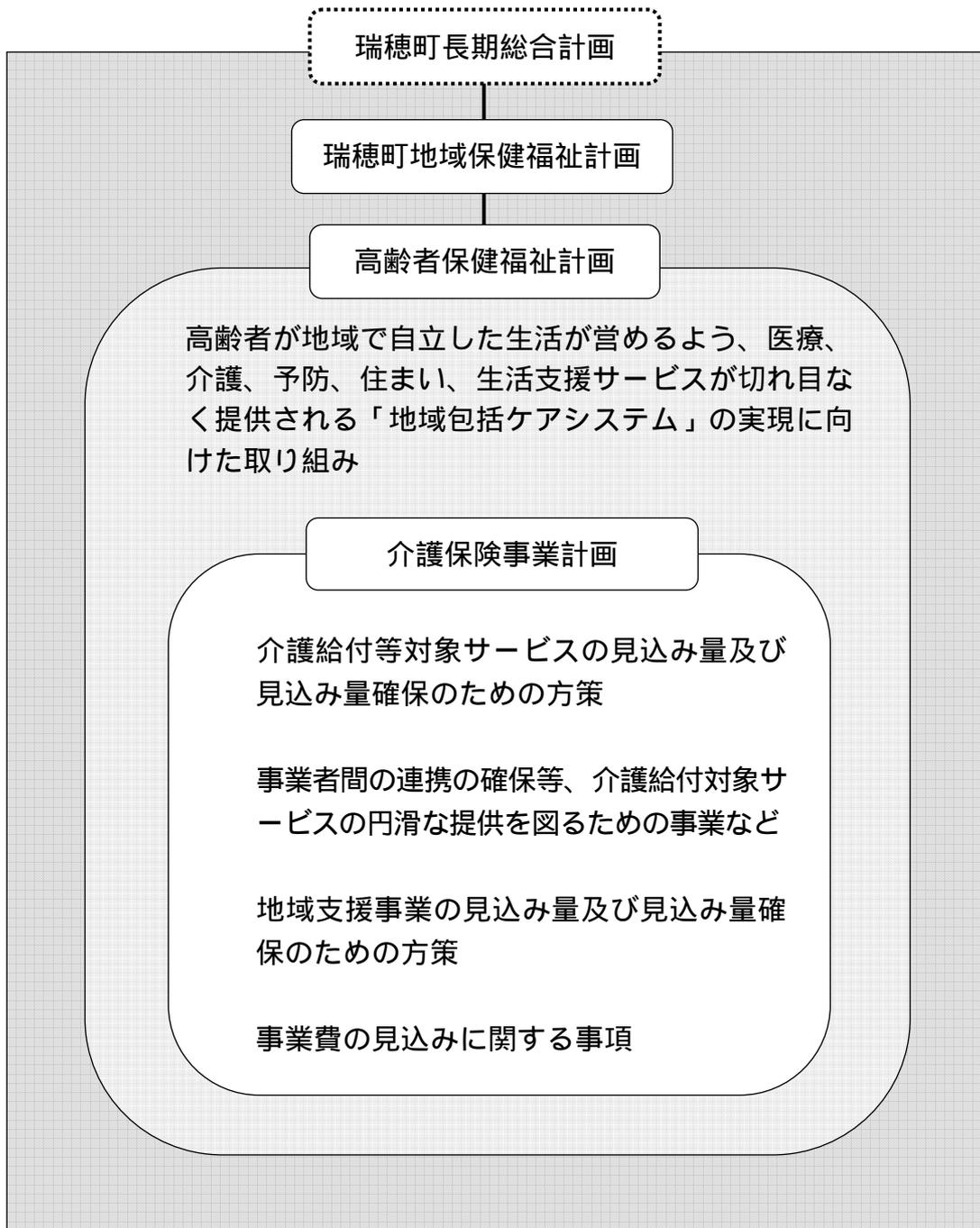
切れ目なく一体化して提供される「地域包括ケアシステム」の考え方を念頭に置きつつ、地域に相応しいサービス提供体制の実現に向け取り組むものです。

また、平成 17 年度の介護保険法の大幅な改正では、中期的な視点で各種取り組みを行い、その目的達成年度が平成 26 年度であることから、第 5 期計画期間では、この考え方を基本にしつつ、平成 27 年度以降に迎える高齢化のピーク時に地域連携ができるよう、「第 5 期瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、町の基本計画である「瑞穂町長期総合計画」や上位計画の「瑞穂町地域保健福祉計画」をふまえるとともに、「東京都高齢者保健福祉計画」など、東京都の計画との整合性を図るものです。

計画の位置づけ



3 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、町民 2,000 人を対象としたアンケート調査を行い、実態を把握し、計画策定の基礎資料としました。

また、町民代表と福祉・保健・医療の各分野の専門家や学識経験者からなる「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会」を設置して、広く意見収集を図るとともに、それぞれの視点から計画の内容の審議を重ね、計画を策定しました。

4 計画の期間と進行管理

(1) 計画の期間

本計画は、平成 24 年度を初年度とし、平成 26 年度を目標年度とする 3 年間の計画期間とします。

また、この計画は、社会情勢の急速な変化の中で、効果的に実現するよう、計画の現状・成果をフィードバックします。

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 3 期計画			第 4 期計画			第 5 期計画		
		見直し			見直し			

(2) 計画の進行管理

毎年の事業実績についての点検・評価など、計画の進捗状況を評価する体制を庁内に設置します。

計画期間の年度ごとの目標数値について、その到達状況などの進行を管理します。計画の着実な推進のために、計画執行状況の点検、評価と課題などの状況調査を実施し、課題について明らかにします。

第2章 高齢者人口等の現状と推計

第2章 高齢者人口等の現状と推計

1 人口及び世帯の状況

(1) 高齢者数の推移

総人口は、平成19年度からほぼ横ばい傾向で推移していますが、高齢者（65歳以上）人口は、着実に毎年200～300人前後増加しています。

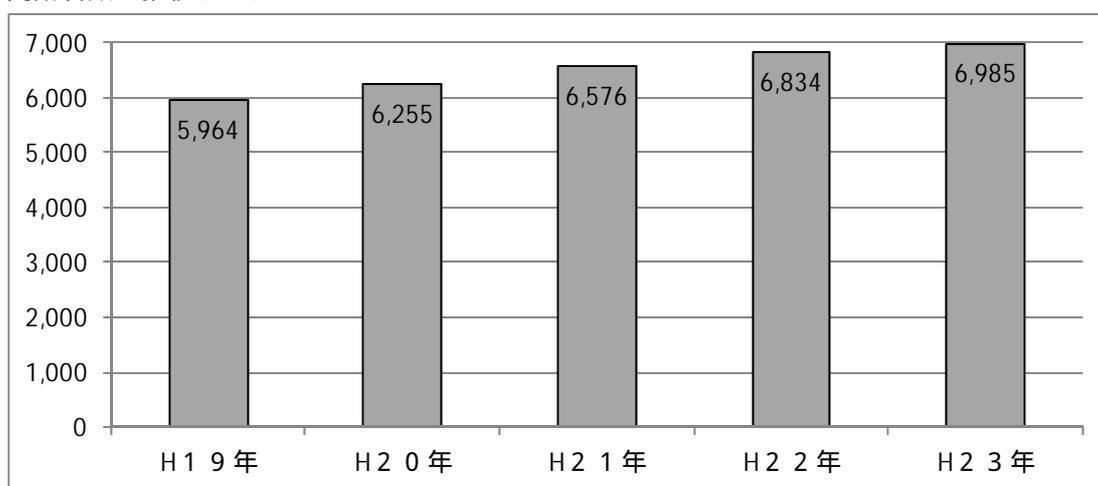
高齢化率も平成19年では、17.6%だったものが、平成23年度には20.8%と上昇しています。

今後も、この傾向で推移することが予想されます。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総人口	33,970	33,844	33,720	33,732	33,593
0-14歳（年少人口）	5,071	4,964	4,865	4,751	4,660
15-64歳 （生産年齢人口）	22,935	22,625	22,279	22,147	21,948
65歳以上 （高齢者人口）	5,964	6,255	6,576	6,834	6,985
高齢化率	17.6%	18.5%	19.5%	20.3%	20.8%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

高齢者数の推移グラフ



(2) 高齢者世帯の推移

平成19年度のひとり暮らし高齢者世帯は821世帯、高齢者のみ世帯は908世帯で、合計1,729世帯となっています。平成22年度では、ひとり暮らし高齢者世帯は1,098世帯と277世帯増加し、高齢者のみ世帯は1,052世帯と144世帯増加し、合計2,150世帯で421世帯の増加となっています。今後も着実にひとり暮らしの高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の増加が予測されます。

ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ひとり暮らし高齢者世帯数	821	915	1,009	1,098
高齢者のみ世帯数	908	1,002	1,069	1,052
合計	1,729	1,917	2,078	2,150

資料：ひとり暮らし高齢者世帯調査

2 要支援・要介護者の状況

平成22年度の認定者数は898人であり、平成23年度は989人と91人の増加となっています。

第4期の計画値と実績値を比較すると、要介護2と要介護3の人数に大きなかい離がみられます。全体として、実績値が計画値を10%前後上回っています。

要介護（要支援）認定者数の計画値と実績値の比較

(単位：人)

	平成22年度			平成23年度		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
要支援1	112	84	75.0%	118	77	65.3%
要支援2	123	142	115.4%	129	170	131.8%
要介護1	105	111	105.7%	110	124	112.7%
要介護2	133	196	147.4%	141	217	153.9%
要介護3	149	128	85.9%	156	139	89.1%
要介護4	119	136	114.3%	125	142	113.6%
要介護5	99	101	102.0%	104	120	115.4%
合計	840	898	106.9%	883	989	112.0%

実績値は、各年度10月末時点の数値（第2号被保険者含む）

3 高齢者人口等の推計

(1) 高齢者人口の推計

瑞穂町の総人口は、平成24年1月現在、33,531人ですが、ほぼ横ばい傾向で推移し、平成29年度では34,554人と推計されます。一方、65歳以上人口は、平成24年度の7,163人から平成29年度の8,509人へと増加し、高齢化率も3.2%上昇して24.6%となると推計されます。前期高齢者、後期高齢者ともに増加し、平成29年度の後期高齢者比率は12.2%となる見込みです。

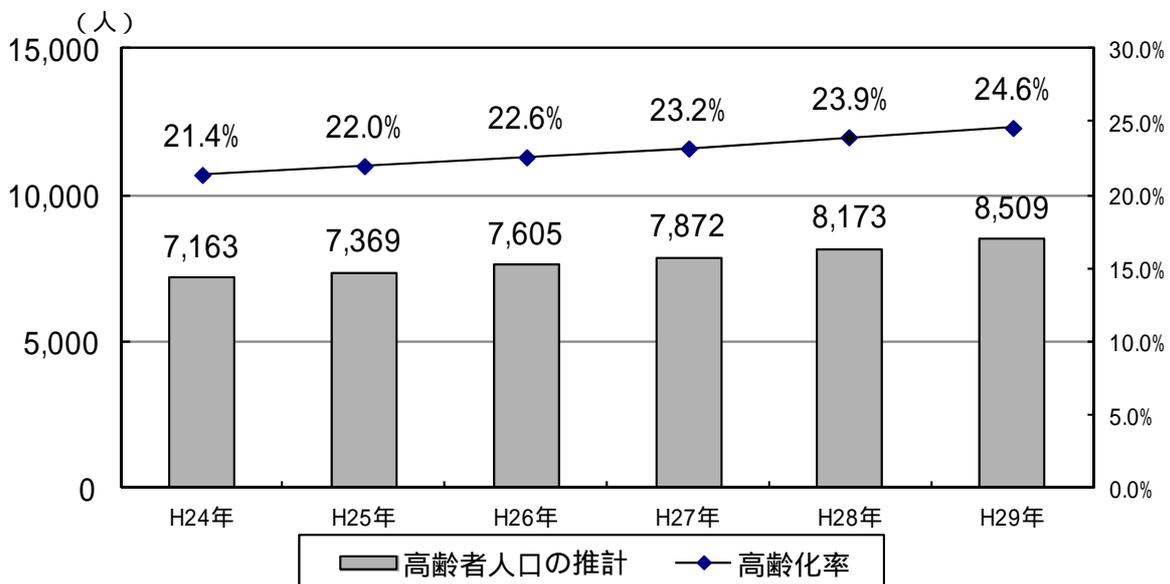
これらの人口推計は、平成22年・23年の住民基本台帳を用いた、年齢別人口の増減率により行いました。

高齢者等人口の推計

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	33,538	33,568	33,684	33,840	34,175	34,554
65歳以上人口数 (高齢化率)	7,163 21.4(%)	7,369 22.0(%)	7,605 22.6(%)	7,872 23.2(%)	8,173 23.9(%)	8,509 24.6(%)
65～74歳 前期高齢者計	4,035	4,054	4,088	4,138	4,204	4,285
構成比	12.0%	12.1%	12.1%	12.2%	12.3%	12.4%
75歳以上 後期高齢者計	3,128	3,315	3,517	3,734	3,969	4,224
構成比	9.3%	9.9%	10.4%	11.0%	11.6%	12.2%
40～64歳	12,017	12,223	12,466	12,747	13,067	13,425
構成比	35.8%	36.4%	37.0%	37.7%	38.2%	38.9%

高齢者等人口の推計グラフ



(2) 要支援・要介護認定者数の推計

本計画では、実績をもとに、将来の要支援・要介護認定者数を推計しました。

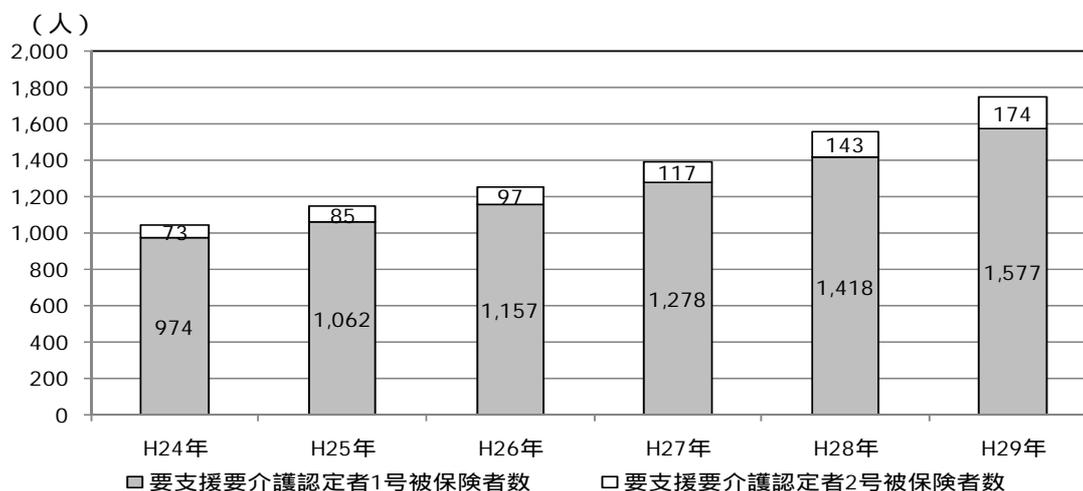
第5期計画期間の要支援・要介護認定者数は、平成24年度は1,047人、平成25年度は1,147人、平成26年度は1,254人と推計されます。

要支援・要介護認定者数の推計

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1号被保険者	974	1,062	1,157	1,278	1,418	1,577
要支援1	78	79	81	80	79	78
要支援2	157	177	202	233	269	311
要介護1	124	132	140	156	174	194
要介護2	225	260	297	342	395	455
要介護3	131	137	142	142	143	143
要介護4	131	132	132	136	140	144
要介護5	128	145	163	189	218	252
認定率	13.6%	14.4%	15.2%	16.2%	17.3%	18.5%
第2号被保険者	73	85	97	117	143	174
要支援1	11	14	18	24	32	43
要支援2	13	15	16	17	17	18
要介護1	0	0	0	0	0	0
要介護2	23	27	32	40	49	60
要介護3	9	9	8	8	9	9
要介護4	8	10	11	13	17	20
要介護5	9	10	12	15	19	24
認定率	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.1%	1.3%
要支援・要介護認定者合計	1,047	1,147	1,254	1,395	1,561	1,751

要支援・要介護認定者数の推計グラフ



第 3 章 高齡者等生活実態調査結果

第3章 高齢者等生活実態調査結果

1 調査の概要

(1) 調査実施の目的

本調査は、65歳以上の方、在宅認定者、施設入所者の方々を対象に、生活の実態や介護サービスの利用意向等、また事業者の方にサービス提供に係ることを伺い、瑞穂町の第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定の基礎資料として使用するために実施しました。

(2) 調査の種類

調査名	調査対象
1. 高齢者一般調査	65歳以上の町民から2,000人(無作為抽出)
2. 在宅認定者調査	在宅で生活されている要介護認定者(全数)
3. 介護保険施設入所者調査	介護保険施設に入所(入院)されている方(全数)
4. 介護保険サービス提供事業者調査	町内の住民に対し介護サービスを提供する事業所20者(抽出)

(3) 調査方法と回収状況

調査基準日 : 平成22年11月1日(月)

調査方法 : 郵送によるアンケート調査

調査期間 : 平成22年11月22日(月)~12月15日(水)

< 回収状況 >

調査名	発送数	回収数	回収率
1. 高齢者一般調査	2,000件	1,506件	75.3%
2. 在宅認定者調査	657件	435件	66.2%
3. 介護保険施設入所者調査	205件	158件	77.1%
4. 介護保険サービス提供事業者調査	20件	19件	95.0%

(4) 調査項目

調査名	調査項目
1 . 高齢者一般調査	1 . 本人について 2 . 経済状況について 3 . 就労、生きがい・社会参加について 4 . 健康状況について 5 . 相談や情報について 6 . 保健サービスについて 7 . 生活支援サービスについて 8 . 介護保険制度について 9 . 介護経験について
2 . 在宅認定者調査	1 . 本人について 2 . 心身の状況について 3 . 悩みや心配ごとについて 4 . 保健サービスについて 5 . 介護予防サービスについて 6 . 介護保険サービスの利用状況について 7 . 介護保険サービスの利用ニーズについて 8 . 介護保険制度について 9 . 介護者の状況について
3 . 介護保険施設 入所者調査	1 . 本人について 2 . 施設サービスについて
4 . 介護保険サービス 提供事業者調査	1 . 事業所の概要及び運営状況等について 2 . 提供しているサービスの状況について 3 . 事業所の収支状況について 4 . 事業所の今後の運営方針について 5 . 町の保健福祉サービスや介護保険制度のあり方について 6 . 居宅介護支援事業について 7 . 介護保険施設について

2 調査結果からみた課題

(1) 在宅認定者の状態変化について

在宅認定者の状態変化は、「介護度」及び「自身の状況変化」とも悪くなる傾向にあり、自身の健康維持・リハビリなどの複合的な取り組みにより介護度の重度化を止めることが求められています。在宅認定者の要介護度の割合は、軽度から中度・重度へと移行しています。また、2年前と比べて、自身の状態や介護度の変化は、「状態は悪くなり、要介護度も重くなった」、「状態は悪くなったが、要介護度は変わっていない」と感じている方の割合が増加しています。

(2) 介護が必要となったときの希望について

介護サービス利用者の50%以上の方、介護者の60%以上の方、一般高齢者の50%の方が在宅介護サービスを望んでいます。

また、施設介護を希望する人の割合は、ほぼ横ばいの傾向にありますが、介護者の施設入所希望は18%から27.8%と10%増加傾向にあります。

(3) 健康の維持管理について

健康の不安解消のための「健康づくり」や「健康維持・増進」等の施策の充実が求められています。

介護サービス利用者の60%以上の方、一般高齢者の約30%以上の方が健康について不安を抱えています。

一般高齢者の40%以上の方が「運動不足」を気にしており、20%以上の方が健康維持・増進の知りたい情報として「認知症の予防について」、「がんや高血圧などの病気にならないための日常生活上の工夫について」を挙げています。

(4) かかりつけ歯科医の重要性について（一般高齢者）

「かかりつけ医はいる」と回答している方に比べ、「かかりつけ歯科医もいる」と回答した方が少ないことより、口腔ケアの重要性から「かかりつけ歯科医のいる割合」を高めるための啓発と周知が求められます。

(5) 就労支援について (一般高齢者)

働いていない人の割合は大幅な増加傾向にあります。身体状況などから働けない状態の方が増加要因となっていると考えられます。就労意向は横ばい傾向にあることから就労支援の一環として、体力増進・リハビリ等により働ける状態まで身体状況を向上させる環境整備が必要となっています。

(6) 生活支援サービスの周知について (一般高齢者)

認知度 50%以上のサービスは、「生きがい活動支援型デイサービス」「生活支援型ホームヘルプサービス」「家具転倒防止器具取り付け」「養護老人ホーム」と前回より2項目増加しています。

「老人福祉電話」「家族介護慰労金支給」「特殊眼鏡・コンタクトレンズ購入費助成」「徘徊高齢者探索サービス」「下水道使用料助成」は認知度が低くなっています。

(7) 介護保険制度について

介護サービス利用者、一般高齢者とも介護保険制度に対する要望の高い施策は、「家族の介護負担を軽減するためのしくみや事業の充実」「すぐに入れる施設の整備」となっています。

(8) 介護者支援について

介護者への「心身の負担」の割合が 50%に達し増加傾向にあります。介護者の心身の負担軽減を図る施策の充実が必要になっています。

第4章 計画の基本理念

第4章 計画の基本理念

1 基本理念

第5期計画においては、上位計画である「瑞穂町地域保健福祉計画」の基本理念を継承するとともに、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の3つの目指すべき高齢社会像を継承し、各種の施策を継続して展開していきます。

ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ
～すべての人を包み込む福祉社会を目指して～

目指すべき高齢社会像

だれもが自立して生活できる高齢社会

だれもが生き生きと暮らせる高齢社会

だれもが安心して生活できる高齢社会

だれもが自立して生活できる高齢社会

多少の障がいがあっても、できる限り自立した自由な生活を送りたいというのはすべての町民の願いと言えます。こうした願いを実現していくためには、一人ひとりの高齢者に適した、質の高いサービスが提供される必要があります。

特にサービスの提供にあたっては、常に高齢者本人の立場に立ち、自立支援することを目的としていくことが不可欠となります。

だれもが生き生きと暮らせる高齢社会

生き生きとした生活を実現していくためには、就労や余暇、地域活動の中で自分の役割を果たしながら、自分らしさを実感していくことが大切です。こうした活動を行っていくためにも、心身の健康を維持していく必要があります。

そのため、就労や余暇活動などに関する町民のニーズに対応した場や機会が確保され、同時に一人ひとりが日々の健康に留意するとともに、必要に応じて健康に関する情報や相談を受けることができる体制づくりが必要です。

だれもが安心して生活できる高齢社会

災害、事故、病気といったものは、一見、日常生活とは無縁なものと思われがちですが、こうしたことがいったん起これば、それまでの平穏な暮らしに多大な影響をあたえることとなります。こうした日常生活の陰にかくれた不安に対しては、日頃からの準備が必要となります。

地域が互いに助け合う体制を備えたり、たとえ災害にあったり病気になっても、生活への影響を最小限に食い止めることのできる体制（コミュニティ・ネットワーク）づくりが必要です。

2 基本目標

要介護状態となることの予防の推進を図る

高齢者数の増加、高齢者の生活様式や価値観の多様化に対応していくために、要介護状態になる前から要支援・要介護に至るまでの高齢者に対して、連続的に一貫性をもったマネジメントに基づく介護予防を実施し、要介護状態の発生やその悪化を予防するとともに、生活機能の維持・向上を図ります。

包括的・継続的なケアマネジメントを地域において確立する

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるように、医療と介護の連携、相談対応力などを強化し、多くの人との連携のもと、介護サービスも含めた地域における様々なサービスや資源を活用しながら継続的にフォローアップしていく体制を確立します。

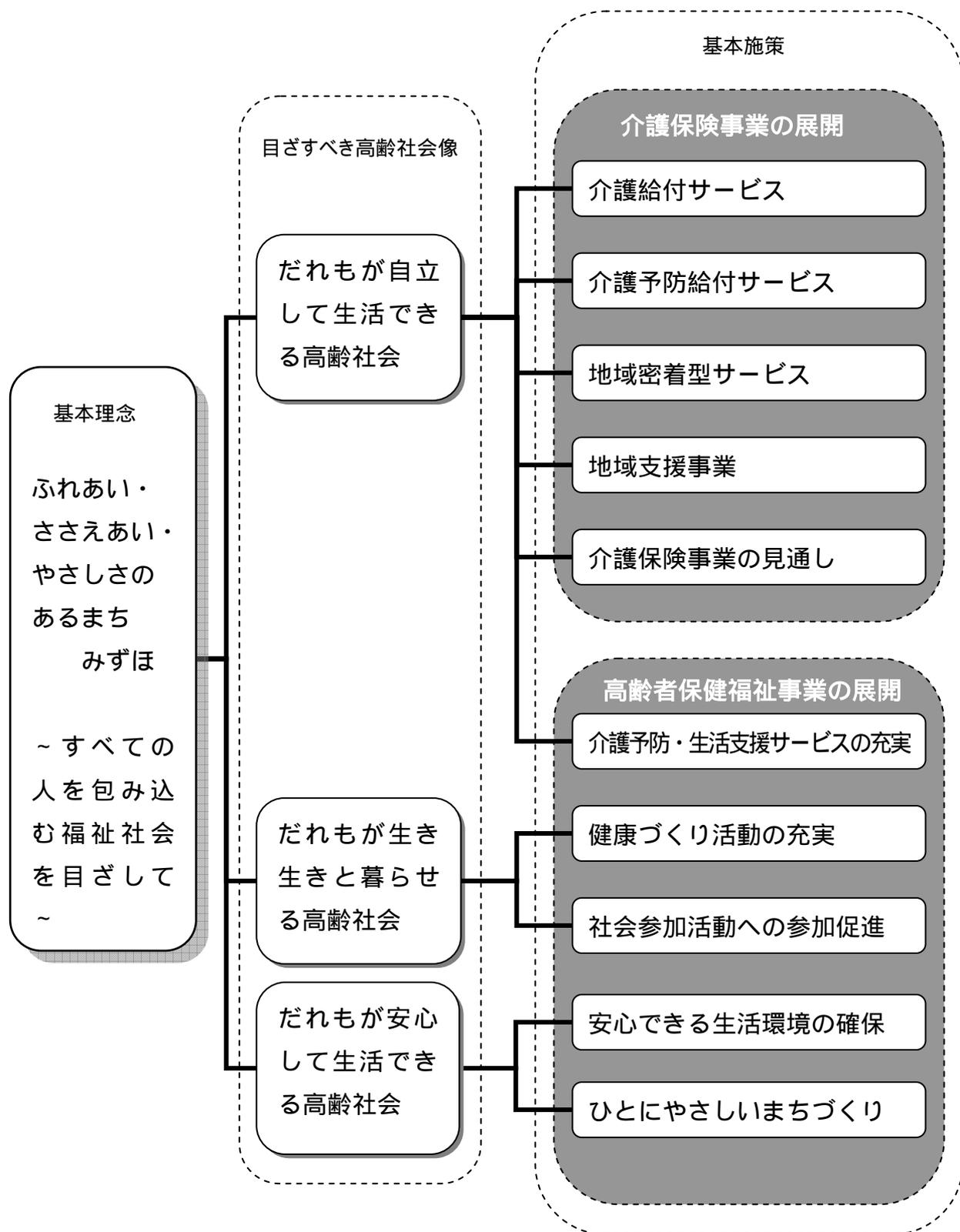
高齢者が地域で安心して暮らすことができるような体制の整備を図る

地域支援事業として、高齢者の生活状況を把握できる体制の整備や、要支援・要介護状態となっても、一貫性・継続性をもった介護予防・介護サービスを利用することができ、様々な保健福祉サービス、生活支援サービスを組み合わせて、できるだけこれまでの生活を継続できる体制の整備を図ります。

「高齢者の尊厳を支えるケア」を確立する

環境の変化を受けやすい認知症高齢者を含む高齢者が、要介護状態となっても、できるだけ住み慣れた地域での生活を継続することができるように、地域密着型のサービスの提供や在宅と施設の連携を図り、地域における継続的な支援体制の整備を図ります。また、施設に入所した場合にも、在宅での生活に近いものとなるように、高齢者の意志、自己決定に最大限の尊重を払います。

3 施策の体系



第5章 施策の方向性

第5章 施策の方向性

1 介護保険事業の展開

(1) 介護給付サービス（要介護者を対象）

1) 居宅サービス

訪問介護

【1. 施策事業の内容】

要介護者を対象に、ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、身体介護や生活支援等を行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値（a）		実績値（b）		b/a（%）	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べサービス供給量（回）	15,919	16,093	11,009	12,736	69.2	79.1
年間延べ利用者数（人）	953	1,021	915	1,049	96.0	102.7

【3. 第5期計画の取り組み】

サービス利用者の伸びに対応したサービス量を見込み、提供体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べサービス供給量（回）	18,469	20,643	22,459
年間延べ利用者数（人）	1,140	1,284	1,404

訪問入浴介護

【1. 施策事業の内容】

要介護者の家庭を、移動入浴車が訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b/a (%)	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べサービス供給量(回)	516	449	525	753	101.7	167.7
年間延べ利用者数(人)	138	136	112	168	81.2	123.5

【3. 第5期計画の取り組み】

平成22年度の利用実績が増加しているため、第5期計画の利用見込みは増加傾向になると想定しています。サービス利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べサービス供給量(回)	1,054	1,800	2,241
年間延べ利用者数(人)	216	360	448

訪問看護

【1. 施策事業の内容】

看護師等が要介護者の家庭を訪問し、療養上の世話又は必要な診療補助を行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b/a (%)	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べサービス供給量(回)	1,956	1,946	2,525	3,215	129.1	165.2
年間延べ利用者数(人)	427	440	443	562	103.7	127.7

【3. 第5期計画の取り組み】

平成22年度の利用実績が大幅に増加しているため、在宅で要介護度が高く、医学的ケアを必要とする利用者の増加が確実のため、ニーズに対応できるサービス実施体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べサービス供給量(回)	3,622	4,786	5,777
年間延べ利用者数(人)	588	792	965

訪問リハビリテーション

【1. 施策事業の内容】

心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援等を目的に、要介護者の家庭において、必要なりハビリテーションを行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べサービス供給量 (日)	-	-	1,018	1,292	-	-
年間延べ利用者数 (人)	-	-	154	207	-	-

【3. 第5期計画の取り組み】

平成 18 年よりサービス提供が行われ、利用者数も急激に増加しています。サービス利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べサービス供給量 (回)	2,576	3,422	4,115
年間延べ利用者数 (人)	242	312	372

居宅療養管理指導

【1. 施策事業の内容】

要介護者に対し、病院や診療所の医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等が、定期的に療養上の管理及び指導等を行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	627	658	604	699	96.3	106.2

【3. 第5期計画の取り組み】

サービス利用者の伸びに対応したサービス量を見込み、提供体制の確保に努めます。また、かかりつけ医の定着、普及・啓発に努めるとともに、要介護者等の状態を把握し、適切なケアプランを作成するために、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、ケアマネジャーとの連携強化を推進します。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数 (人)	600	672	720

通所介護

【1. 施策事業の内容】

要介護者に対し、心身機能の維持向上等による自立的な生活を支援することを目的とした生活指導や日常動作訓練、健康チェック、入浴・給食サービス等を行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べサービス供給量 (回)	15,399	16,654	16,717	22,220	108.6	133.4
年間延べ利用者数 (人)	1,668	1,795	1,827	2,318	109.5	129.1

【3. 第5期計画の取り組み】

提供体制については、サービス利用者の伸びに対応したサービス量を見込むとともに、サービス内容の充実等、利用者のニーズに対応できるサービス実施体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べサービス供給量 (回)	28,501	31,435	34,278
年間延べ利用者数 (人)	2,832	3,120	3,396

通所リハビリテーション

【1. 施策事業の内容】

心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援等を目的に、要介護者が老人保健施設や病院等に通所し、必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べサービス供給量 (回)	8,164	8,794	7,690	8,208	94.2	93.3
年間延べ利用者数 (人)	834	900	835	801	100.1	89.0

【3. 第5期計画の取り組み】

サービス利用者の利用動向に対応したサービス量を見込み、提供体制の確保に努めるとともに、利用者のニーズに対応できる福祉やサービス内容の質の向上に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べサービス供給量 (回)	9,911	11,131	12,134
年間延べ利用者数 (人)	1,011	1,140	1,248

短期入所生活介護

【1. 施策事業の内容】

短期入所生活介護は、要介護者を対象として、介護者の疾病や出産、社会的行事、休養や旅行等の理由により一時的に介護が困難になった場合に、短期間特別養護老人ホーム等で介護するサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べサービス供給量 (日)	5,960	6,164	5,606	6,626	94.1	107.5
年間延べ利用者数 (人)	714	753	666	792	93.3	105.2

【3. 第5期計画の取り組み】

サービス利用者の伸びに対応したサービス量を見込み、提供体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べサービス供給量 (日)	9,036	11,722	14,081
年間延べ利用者数 (人)	948	1,200	1,420

短期入所療養介護

【1. 施策事業の内容】

短期入所療養介護は、要介護者が、老人保健施設や療養型医療施設に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療等を受けるサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べサービス供給量 (日)	1,088	1,157	620	511	57.0	44.2
年間延べ利用者数 (人)	109	117	91	75	83.5	64.1

【3. 第5期計画の取り組み】

サービス利用者の動向に対応したサービス量を見込み、提供体制の確保に努めるとともに、短期入所生活介護との調整を図りながら、医学的ケアの需要に適切に対応できる体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べサービス供給量 (日)	576	576	684
年間延べ利用者数 (人)	96	96	108

特定施設入居者生活介護

【1. 施策事業の内容】

介護保険法上の指定を受けた施設に入所している要介護者に対し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の援助、機能訓練等を行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	60	60	68	45	113.3	75.0

【3. 第5期計画の取り組み】

要介護認定者の増加にあわせ、適正規模でのサービス提供体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数 (人)	82	93	106

福祉用具貸与

【1. 施策事業の内容】

要介護者に対し、日常生活を支援する特殊寝台やエアーマット、車いす等を貸与するサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	1,466	1,548	1,589	1,926	108.4	124.4

【3. 第5期計画の取り組み】

要介護認定者の増加にあわせ、要介護者に適した福祉用具の提供、用具に関する相談に適切に対応できるサービス提供体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数 (人)	2,556	2,808	3,540

特定福祉用具販売

【1. 施策事業の内容】

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴・排泄のための用具の購入費用を支給するサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	56	59	61	68	108.9	115.3

【3. 第5期計画の取り組み】

要介護者を対象として、サービス利用者の伸びに対応したサービス量を見込み、提供体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数 (人)	101	105	120

住宅改修

【1. 施策事業の内容】

要介護者が、手すりの取り付けや段差の解消等の住宅の改修を行うときに、改修費を給付するサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	40	43	47	66	117.5	153.5

【3. 第5期計画の取り組み】

要介護認定者の増加にあわせ、要介護者の相談に適切に対応できるサービス提供体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数 (人)	111	115	120

居宅介護支援

【1. 施策事業の内容】

居宅介護支援は、在宅サービスを適切に利用できるように、要介護者の心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受けて、利用するサービスの種類・内容等を決めて介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整、利用実績の管理、施設への紹介等を行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値（a）		実績値（b）		b/a（%）	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べ利用者数（人）	3,323	3,554	3,446	4,001	103.7	112.6

【3. 第5期計画の取り組み】

要介護認定者の増加にあわせ、これまで以上に、サービス利用者に適した総合的なサービスの提供を行います。また、ケアマネジャーに対しては、定期的な研修を実施して質的な向上を図るとともに、社会福祉法人、医療機関、民間事業者など多様なサービス事業者によるケアマネジャーの人材確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べ利用者数（人）	5,220	5,964	6,708

2) 施設サービス（介護給付）

介護老人福祉施設

【1. 施策事業の内容】

常時介護を必要とする要介護者の生活の場として、介護や食事・入浴等の日常生活上の支援を行う施設です。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値（a）		実績値（b）		b/a（%）	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べ利用者数（人）	1,704	1,740	1,697	1,704	99.6	97.9

【3. 第5期計画の取り組み】

施設サービスの提供体制については、広域的視点からの必要な基盤整備が行われるよう、都の老人保健福祉圏域内で関係機関との調整を図ります。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べ利用者数（人）	1,740	1,740	1,740

介護老人保健施設

【1. 施策事業の内容】

在宅への復帰を目標として要介護高齢者を対象に、リハビリテーションや介護・看護を中心とした医療ケアと日常生活の支援を行う施設です。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値（a）		実績値（b）		b/a（%）	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べ利用者数（人）	828	888	703	581	84.9	65.4

【3. 第5期計画の取り組み】

広域的視点からの必要な基盤整備が行われるように、都の老人保健福祉圏域内での関係機関との調整によって、施設サービスの提供体制確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べ利用者数（人）	588	588	588

介護療養型医療施設

【1. 施策事業の内容】

療養型病床群や老人性認知症疾患療養病棟の長期にわたる療養に対応できる介護体制が整えられた医療施設です。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	336	336	329	374	97.9	111.3

【3. 第5期計画の取り組み】

平成 23 年度末をもって廃止される予定でしたが、入所者の介護老人保健施設へのスムーズな移行が進んでいないために、6年間期間延長されました。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数 (人)	350	350	350

(2) 介護予防給付サービス（要支援者を対象）

介護予防訪問介護

【1. 施策事業の内容】

要支援者を対象に、利用者が主体的に行う調理・洗濯等に対する支援を訪問介護員が居宅で行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値（a）		実績値（b）		b/a（%）	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べ利用者数（人）	379	399	464	504	122.4	126.3

【3. 第5期計画の取り組み】

要支援認定者の増加にあわせ、要支援から要介護状態への移行を抑止するために、効果的なサービス提供と、提供体制の確保に努めていきます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べ利用者数（人）	745	962	1,178

介護予防訪問入浴介護

【1. 施策事業の内容】

要支援者を対象に、介護予防を目的として利用者の入浴に対する支援を居宅で行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値（a）		実績値（b）		b/a（%）	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べサービス供給量（回）	92	97	0	0	-	-
年間延べ利用者数（人）	23	24	0	0	-	-

【3. 第5期計画の取り組み】

介護予防の観点から利用者ニーズの動向に対応できるサービス実施体制の確保に取り組みます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べサービス供給量（回）	4	8	12
年間延べ利用者数（人）	1	2	3

介護予防訪問看護

【1. 施策事業の内容】

要支援者を対象に、基礎疾患を抱えつつ廃用症候群（生活不活発病）対策を行います。利用者の基礎疾患の管理を居宅で行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値（a）		実績値（b）		b/a（%）	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べサービス供給量（回）	566	601	692	1,011	122.3	168.2
年間延べ利用者数（人）	143	150	152	192	106.3	128.0

【3. 第5期計画の取り組み】

廃用症候群（生活不活発病）対策に効果的なサービス内容を検討し、適切なサービス提供に努めるとともに、提供体制の確保を図り、要支援から要介護状態への移行を抑制していきます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べサービス供給量（回）	734	807	856
年間延べ利用者数（人）	175	192	204

介護予防訪問リハビリテーション

【1. 施策事業の内容】

要支援者を対象に、日常生活を想定して運動療法や作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを短期集中的に居宅で行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値（a）		実績値（b）		b/a（%）	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べサービス供給量（日）	-	-	275	434	-	-
年間延べ利用者数（人）	-	-	60	81	-	-

【3. 第5期計画の取り組み】

大幅な利用者増加にあわせたサービス提供基盤の整備状況の進捗状況を踏まえ、利用者のニーズに対応できるよう提供体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べサービス供給量（回）	815	948	948
年間延べ利用者数（人）	95	108	108

介護予防居宅療養管理指導

【1. 施策事業の内容】

要支援者を対象に、日常生活を想定して利用者の生活機能を向上させるための療養指導、栄養指導、口腔清掃等を居宅で行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	132	139	146	129	110.6	92.8

【3. 第5期計画の取り組み】

介護予防の観点から、療養指導、栄養指導、口腔清掃等の内容の充実を図るとともに、病院、診療所等の医師や歯科医師、薬剤師とケアマネジャーとの情報共有の推進などの連携強化に努め、効果的なサービス提供に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数 (人)	91	98	106

介護予防通所介護

【1. 施策事業の内容】

要支援者を対象に、日常生活を想定して筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を短期集中的に通所施設で行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	788	831	877	981	111.3	118.1

【3. 第5期計画の取り組み】

要支援認定者の増加にあわせ、要支援から要介護状態への移行を抑制するために、効果的なサービス内容を検討し、適切なサービス提供に努めるとともに、利用者ニーズに対応した提供体制の確保を図ります。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数 (人)	984	961	937

介護予防通所リハビリテーション

【1. 施策事業の内容】

要支援者を対象に、日常生活を想定して運動療法や作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを短期集中的に施設で行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	426	449	351	288	82.4	64.1

【3. 第5期計画の取り組み】

要支援認定者の増加にあわせ、要支援から要介護状態への移行を抑止するために、効果的なサービス内容を検討し、適切なサービス提供に努めるとともに、利用者のニーズに対応できる施設やサービス内容の質の向上など、提供体制の確保を図ります。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数 (人)	317	346	375

介護予防短期入所生活介護

【1. 施策事業の内容】

要支援者を対象に、退所後の日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、施設に短期間入所させ集中的に行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べサービス供給量 (日)	147	157	253	309	172.1	196.8
年間延べ利用者数 (人)	28	29	50	75	178.6	258.6

【3. 第5期計画の取り組み】

要支援認定者の増加にあわせ、介護予防の観点からサービス内容の充実を図るとともに、ニーズに対応した提供体制の確保に努めます。また、利用者の状態に応じて適切なサービス提供が行われるように、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護などのサービスと連携を図り、柔軟なサービス提供に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べサービス供給量 (日)	365	383	400
年間延べ利用者数 (人)	73	74	75

介護予防短期入所療養介護

【1. 施策事業の内容】

要支援者を対象に、利用者の基礎疾患を管理しつつ、日常生活を想定した廃用症候群（生活不活発病）対策としての機能訓練等を中心に、施設での入所により行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値（a）		実績値（b）		b/a（%）	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べサービス供給量（日）	162	172	64	7	39.5	4.1
年間延べ利用者数（人）	24	25	14	2	58.3	8.0

【3. 第5期計画の取り組み】

廃用症候群（生活不活発病）対策に効果的なサービス内容を検討し、ニーズに対応した提供体制の確保に努めます。また、利用者の状態に応じて適切なサービス提供が行われるように、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護などのサービスと連携を図り、柔軟なサービス提供に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べサービス供給量（日）	139	168	168
年間延べ利用者数（人）	20	24	24

介護予防特定施設入居者生活介護

【1. 施策事業の内容】

介護保険法上の指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等に入所している要支援者に対し、介護予防を目的とした日常生活上の援助、機能訓練等を行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値（a）		実績値（b）		b/a（%）	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べ利用者数（人）	12	12	13	13	108.3	108.3

【3. 第5期計画の取り組み】

要支援認定者の増加にあわせ、要支援から要介護状態への移行を抑止するために、効果的なサービス提供と、提供体制の確保に努めていきます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べ利用者数（人）	13	14	15

介護予防福祉用具貸与

【1. 施策事業の内容】

要支援者を対象に、利用者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち当該生活機能の向上に真に必要なものの貸与を行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	211	223	207	293	98.1	131.4

【3. 第5期計画の取り組み】

要支援認定者の増加に合わせ、要支援者に適した福祉用具の提供、用具に関する相談に適切に対応できる体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数 (人)	390	407	425

特定介護予防福祉用具販売

【1. 施策事業の内容】

要支援者を対象に、利用者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち生活機能の向上に真に必要なものであって、入浴又は排せつの用に供するものの販売を行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	37	38	23	20	62.2	52.6

【3. 第5期計画の取り組み】

要支援認定者の増加に合わせ、要支援者に適した福祉用具の提供、用具に関する相談を適切に対応できる体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数 (人)	22	23	24

住宅改修

【1. 施策事業の内容】

要支援者が、手すりの取り付けや段差の解消等の住宅の改修を行うときに、改修費を給付するサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	30	32	34	35	113.3	109.4

【3. 第5期計画の取り組み】

要支援認定者の増加にあわせ、要支援者の相談に適切に対応できるサービス提供体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数 (人)	53	55	57

介護予防支援

【1. 施策事業の内容】

要支援者が介護予防サービスやその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用することができるように、地域包括支援センターの職員が依頼に応じて、各人にあった「介護予防ケアプラン」を作成するとともに、計画に基づいて介護予防サービス等の提供が確保されるよう事業者等との連絡調整を行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	1,692	1,784	1,664	1,745	98.3	97.8

【3. 第5期計画の取り組み】

要支援認定者の増加に合わせ、地域包括支援センターの調整機能により、適切なサービス提供が図られるよう努めるとともに、職員の資質の向上に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数 (人)	2,004	2,184	2,364

(3) 地域密着型サービス

1) 地域密着型サービス(介護給付)

夜間対応型訪問介護

【1. 施策事業の内容】

夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、居宅での要介護者がホームヘルパー（訪問介護員）により入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話などを受けることができるサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べ利用者数(人)	-	-	-	-	-	-

【3. 第5期計画の取り組み】

実施の予定はありませんが、今後、サービス事業者のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ、利用者のニーズを見極めながら、実施の有無を検討していきます。

認知症対応型通所介護

【1. 施策事業の内容】

認知症の要介護者が、デイサービスセンター等を利用して、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べサービス供給量(回)	2,341	2,444	2,056	1,615	87.8	66.1
年間延べ利用者数(人)	225	237	176	152	78.2	64.1

【3. 第5期計画の取り組み】

通所介護サービスに準じたサービス量を設定し、提供体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べサービス供給量(回)	1,751	1,787	1,822
年間延べ利用者数(人)	169	170	171

小規模多機能型居宅介護

【1. 施策事業の内容】

要介護者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	-	-	-	-	-	-

【3. 第5期計画の取り組み】

実施の予定はありませんが、今後、サービス提供基盤の整備状況を踏まえ、利用者のニーズを見極めながら、実施の有無を検討していきます。

認知症対応型共同生活介護

【1. 施策事業の内容】

認知症の要介護高齢者が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられるサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	60	60	47	40	78.3	66.7

【3. 第5期計画の取り組み】

サービス利用者の伸びに対応したサービス量を見込み、提供体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数 (人)	54	61	68

地域密着型特定施設入居者生活介護

【1. 施策事業の内容】

定員 29 人以下の施設に入居している要介護者が、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることのできるサービスです。

【2. 第 4 期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	-	-	-	-	-	-

【3. 第 5 期計画の取り組み】

現在のところ、町内での施設設置の予定はありませんが、今後のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ、利用者のニーズを見極めながら、町内での施設設置を検討していきます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【1. 施策事業の内容】

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者が、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることのできるサービスです。

【2. 第 4 期計画値と実績値の比較】

	計画値 (a)		実績値 (b)		b / a (%)	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間延べ利用者数 (人)	-	-	-	-	-	-

【3. 第 5 期計画の取り組み】

現在のところ、町内での施設設置の予定はありませんが、今後のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ、利用者のニーズを見極めながら、町内での施設設置を検討していきます。

2) 地域密着型介護予防サービス（予防給付）

介護予防認知症対応型通所介護

【1. 施策事業の内容】

要支援者を対象に、軽度の認知症がある方で廃用症候群（生活不活発病）の状態にある方について、日常生活を想定しつつ、介護予防を目的とし、通所系サービスに通うなどして、機能訓練を中心に行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値（a）		実績値（b）		b/a（%）	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べサービス供給量（回）	60	63	72	0	120.0	0.0
年間延べ利用者数（人）	10	11	6	0	60.0	0.0

【3. 第5期計画の取り組み】

要支援から要介護状態への移行を抑止するために、効果的なサービス提供とサービス提供体制の確保に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べサービス供給量（回）	72	72	144
年間延べ利用者数（人）	12	12	24

介護予防小規模多機能型居宅介護

【1. 施策事業の内容】

要支援者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値（a）		実績値（b）		b/a（%）	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べ利用者数（人）	-	-	-	-	-	-

【3. 第5期計画の取り組み】

現在のところ、町内での施設設置の予定はありませんが、今後のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ、利用者のニーズを見極めながら、町内での施設設置を検討していきます。

介護予防認知症対応型共同生活介護

【1. 施策事業の内容】

要支援者（要支援2）であって認知症である方について日常生活を想定し、介護予防を目的として機能訓練を中心にグループホームで行うサービスです。

【2. 第4期計画値と実績値の比較】

	計画値（a）		実績値（b）		b/a（%）	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
年間延べ利用者数（人）	-	-	-	-	-	-

【3. 第5期計画の取り組み】

現在のところ、町内での施設設置の予定はありませんが、今後のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ、利用者のニーズを見極めながら、町内での施設設置を検討していきます。

(4) 地域支援事業

1) 包括的支援事業

地域包括支援センター

【1. 施策事業の内容】

平成 18 年 4 月、庁舎内に直営で地域包括支援センターを 1 か所設置しました。平成 22 年 10 月からは更なる効率的運営を目的に、民間等に委託を行い運営しています。

地域包括支援センターは、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員により高齢者の保健・医療・福祉・介護などの相談や要支援、要介護状態になる恐れのある二次予防事業対象者（旧：特定高齢者）に対して介護予防ケアプランの作成、指定介護予防事業所として予防給付のケアプラン作成を行うなど、町における総合的マネジメントを担う中核機関です。主な業務は次のとおりです。

介護予防ケアマネジメント

高齢者の総合相談

高齢者の虐待、権利擁護に関すること

包括的・継続的ケアマネジメント

【2. 第 4 期計画の実績】

平成 22 年 10 月にさらなる効率的運営のため民間委託を行いました。

【3. 第 5 期計画の取り組み】

これまでどおり町全体をひとつの日常生活圏域と設定し、地域包括支援センターは 1 か所で運営していきます。

2) 介護予防事業（二次予防事業対象者施策）

二次予防事業対象者把握事業

【1. 施策事業の内容】

保健・医療・福祉及びその他の関係機関が連携し、要介護認定には至らないが介護予防の観点から支援が必要な高齢者を把握する事業です。

【2. 第4期計画の実績値】

第4期計画においては、生活機能評価で二次予防事業対象者の把握を行いました。

	平成21年度		平成22年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
65歳以上人口	6,834	-	6,985	-
生活機能評価受診者数	2,546	37.3	2,702	38.7
二次予防事業対象者	388	5.7	393	5.6

【3. 第5期計画の取り組み】

関係機関と連携し、二次予防事業対象者の把握に努めます。

【4. 第5期計画の目標】

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
65歳以上人口	7,163	-	7,369	-	7,605	-
生活機能評価受診者数	3,223	45.0	3,316	45.0	3,422	45.0
二次予防事業対象者	1,002	14.0	1,031	14.0	1,064	14.0

運動器の機能向上事業

【1. 施策事業の内容】

自立した生活を継続することができるように、身体の機能向上に資する知識や、高齢者自身が日常的に行うことができる運動等について指導する事業です。週2回、3か月を1クールとして実施しています。

高齢者福祉センター寿楽並びに、マシーンをを用いたトレーニングを高齢者在宅サービスセンターみずほで実施しています。また、個別形式として週1回、3か月を1クールとして西多摩接骨師会の会員の治療院で実施しています。

【2. 第4期計画の実績値】

	実施場所	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (9月まで)
年間延べ利用人数 (人)	高齢者福祉センター寿楽	106	92	67
	高齢者在宅サービスセンターみずほ	124	123	70
	小泉接骨院(西多摩接骨師会会員)	12	19	6

【3. 第5期計画の取り組み】

引き続き自立した生活を継続することができるように、内容の充実に努めていきます。

口腔機能の向上事業

【1. 施策事業の内容】

在宅においても口腔清掃や日常的に行うことのできる口腔機能向上のためのケアを高齢者自身が行うことができるようにする事業です。

月1回、3か月を1クールとして高齢者福祉センター寿楽で実施しています。

【2. 第4期計画の実績値】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (9月まで)
年間延べ利用人数(人)	19	44	16

【3. 第5期計画の取り組み】

引き続き口腔機能の低下を防止するとともに、日常生活上、効果ある内容の充実に努めていきます。

栄養改善事業

【1. 施策事業の内容】

栄養状態を高めることで生活機能の維持増進を図るため、健康的な食生活や疾病のリスクなどについて指導や相談を行い、要介護状態への移行を予防するための事業です。

【2. 第4期計画の実績】

周知しましたが、栄養改善が必要な対象者の申し込み者が出現せず、実施していません。

【3. 第5期計画の取り組み】

月1回、6か月を1クールとして実施する予定です。

閉じこもり予防・支援事業

【1. 施策事業の内容】

社会との交流を促進することにより、閉じこもりによる心身機能の低下を未然に防止するとともに、生活機能全般の維持向上を図る事業です。

【2. 第4期計画の実績】

通所形式で行う予定でしたが、事業自体が通所形態ではなじまず訪問型介護予防事業として実施しています。

【3. 第5期計画の取り組み】

今後も訪問型介護予防事業として実施していきます。

訪問型介護予防事業

【1. 施策事業の内容】

通所形態による介護予防の実施が困難な二次予防事業対象者に対し、保健師等が必要な相談、指導を訪問形態により実施する事業です。

月1回、保健師等が二次予防事業対象者宅を訪問し、要介護状態への移行を予防しています。

【2. 第4期計画の実績値】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (9月まで)
年間延べ利用者数(人)	145	148	74

【3. 第5期計画の取り組み】

引き続き対象者の状況に応じて必要な保健指導を行い、通所型の介護予防事業等への参加を支援していきます。

3) 介護予防事業（一次予防事業対象者施策）

介護予防普及啓発事業

【1. 施策事業の内容】

介護予防についての知識の普及・啓発を行うために、パンフレットの作成や講演会を開催します。

地域で自主的に行われている活動に地域包括支援センターの保健師等を派遣して、介護予防についての知識の普及・啓発に努めています。

【2. 第4期計画の実績】

今まで別々にあった高齢者サービスのパンフレットと介護保険のパンフレットを見やすいよう一つにまとめて発行しました。また、地域で自主的に行われている活動に保健師等を派遣しました。

【3. 第5期計画の取り組み】

引き続き、介護予防についての知識の普及・啓発に努めていきます。

認知症予防普及啓発事業

【1. 施策事業の内容】

認知症予防に関する知識を普及し、高齢者自身が認知症予防に取り組むことができるように、認知症予防に関する教室を開催する事業です。

【2. 第4期計画の実績値】

平成21年度	認知症予防プログラム	「脳を鍛える（ウォーキング）全6回」 「脳を鍛える（旅行立案）全6回」	受講者47名 受講者36名
平成22年度	認知症予防プログラム	「脳を鍛える（ウォーキング）全6回」 「脳を鍛える（旅行立案）全6回」	受講者25名 受講者62名
平成23年度	認知症予防プログラム	「脳の健康教室 全12回」	平成23年 12月から実施

【3. 第5期計画の取り組み】

介護予防普及啓発事業の中で認知症予防についても普及・啓発に努めていきます。

4) 任意事業

介護給付適正化事業

【1. 施策事業の内容】

介護保険制度の適正な運営と、利用者が適切なサービスを利用できる環境を確保するため、介護認定が公平・公正にされているか、不要・不適切なサービスが提供されていないか等、事業の実態を検証し、介護給付の適正化を図っています。主な業務は次のとおりです。

- 認定調査状況チェック
- 認定調査の直営化
- 認定審査会の平準化
- ケアプランチェック
- 住宅改修・福祉用具事前審査・現地調査
- 介護給付費通知
- 医療情報との突合
- 縦覧点検
- 介護保険のPR
- 指導・研修事業等

【2. 第4期計画の実績】

介護認定の公平・公正のため認定調査状況チェックや認定審査会の平準化を図りました。適切な介護サービス給付のためケアプランチェック、住宅改修の事前審査・現地調査、介護給付費通知の発送等を行いました。

【3. 第5期計画の取り組み】

本計画では、さらに各業務の充実を図るとともに、継続的な事業の検証を行うことで、適切な介護給付事業が行われるよう努めます。また、東京都と連携し、介護サービス事業所の指導・監査を行い、介護報酬の不正請求の防止を図ります。

介護保険住宅改修理由書作成手数料支給事業

【1. 施策事業の内容】

居宅介護支援の提供を受けていない方に対する住宅改修費の支給に際して、必要な理由書の作成業務に係る手数料を支給しています。

【2. 第4期計画の実績値】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (9月まで)
支給件数(件)	0	1	0

【3. 第5期計画の取り組み】

事業の周知を図るとともに、手続きの簡素化に努めます。

家族介護支援事業

【1. 施策事業の内容】

要介護高齢者等を介護している家族に対して慰労金を支給することにより、家族の経済的負担及び要介護高齢者の在宅生活の継続・向上を図ることを目的とする事業です。

【2. 第4期計画の実績値】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (9月まで)
支給件数(件)	0	1	0

【3. 第5期計画の取り組み】

引き続き実施していきます。

成年後見制度利用支援事業

【1. 施策事業の内容】

成年後見制度の利用にあたり、申し立てを町長が行う場合には、申立費用とあわせて町が後見人報酬の助成を行います。

【2. 第4期計画の実績値】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (9月まで)
長による申立て件数(件)	0	0	0
助成件数(件)	0	0	0

【3. 第5期計画の取り組み】

引き続き実施していきます。

(5) 介護保険事業の見通し

第4期計画の実績をもとに介護給付サービス費、予防給付サービス費、高額介護サービス費、地域支援事業費等を推計し、第5期計画の介護保険料を算出しました。

1) 給付費の推計

総給付費の推計

【1.介護給付サービス】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	52,423 千円	58,458 千円	63,604 千円
訪問入浴介護	12,153 千円	20,785 千円	25,896 千円
訪問看護	22,702 千円	29,604 千円	35,442 千円
訪問リハビリテーション	7,814 千円	10,383 千円	12,476 千円
居宅療養管理指導	3,068 千円	3,457 千円	3,726 千円
通所介護	228,076 千円	251,611 千円	274,200 千円
通所リハビリテーション	95,321 千円	107,378 千円	116,967 千円
短期入所生活介護	74,439 千円	97,344 千円	117,471 千円
短期入所療養介護	5,639 千円	5,639 千円	6,589 千円
特定施設入居者生活介護	16,022 千円	18,222 千円	20,643 千円
福祉用具貸与	36,346 千円	39,927 千円	51,363 千円
特定福祉用具販売	2,117 千円	2,197 千円	2,279 千円
(2) 地域密着型サービス			
夜間対応型訪問介護	0 円	0 円	0 円
認知症対応型通所介護	17,520 千円	17,899 千円	18,278 千円
小規模多機能型居宅介護	0 円	0 円	0 円
認知症対応型共同生活介護	13,473 千円	15,126 千円	16,916 千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 円	0 円	0 円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0 円	0 円	0 円
(3) 住宅改修	7,231 千円	7,503 千円	7,785 千円
(4) 居宅介護支援	75,387 千円	86,350 千円	97,314 千円
(5) 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	435,995 千円	435,995 千円	435,995 千円
介護老人保健施設	149,920 千円	149,920 千円	149,920 千円
介護療養型医療施設	140,377 千円	140,377 千円	140,377 千円
療養病床(医療保険適用)からの転換分	0 円	0 円	0 円
介護給付費計(小計) ()	1,396,023 千円	1,498,175 千円	1,597,241 千円

【2.予防給付サービス】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問介護	14,769 千円	19,468 千円	24,166 千円
介護予防訪問入浴介護	0 千円	0 千円	0 千円
介護予防訪問看護	4,116 千円	4,517 千円	4,799 千円
介護予防訪問リハビリテーション	2,337 千円	2,717 千円	2,717 千円
介護予防居宅療養管理指導	331 千円	357 千円	383 千円
介護予防通所介護	39,947 千円	40,412 千円	40,877 千円
介護予防通所リハビリテーション	13,890 千円	15,850 千円	17,809 千円
介護予防短期入所生活介護	2,319 千円	2,498 千円	2,677 千円
介護予防短期入所療養介護	1,340 千円	1,620 千円	1,620 千円
介護予防特定施設入居者生活介護	745 千円	798 千円	863 千円
介護予防福祉用具貸与	1,362 千円	1,442 千円	1,523 千円
特定介護予防福祉用具販売	843 千円	875 千円	908 千円
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	269 千円	269 千円	269 千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	0 千円	0 千円	0 千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0 千円	0 千円	0 千円
(3) 住宅改修	4,558 千円	4,729 千円	4,907 千円
(4) 介護予防支援	8,604 千円	9,371 千円	10,137 千円
予防給付費計 (小計) ()	95,430 千円	104,923 千円	113,655 千円

【3.総給付費】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総給付費 (合計) () = () + ()	1,491,453 千円	1,603,098 千円	1,710,896 千円

【4.標準給付費】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
標準給付費見込額	1,594,924 千円	1,713,453 千円	1,828,603 千円	5,136,980 千円
総給付費	1,491,453 千円	1,603,096 千円	1,710,896 千円	4,805,445 千円
特定入所者介護サービス費等給付額	69,714 千円	74,271 千円	79,125 千円	223,110 千円
高額介護サービス費等給付額	28,124 千円	30,101 千円	32,216 千円	90,441 千円
算定対象審査支払手数料	1,818 千円	2,018 千円	2,239 千円	6,075 千円

【5.地域支援事業費】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
地域支援事業費	44,892 千円	48,180 千円	51,497 千円	144,569 千円
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%

2) 保険料の推計

第1号被保険者の保険料

本計画における保険料基準額（月額）は、以下のようになります。

【1. 保険料の基準額】

保険料の基準額（月額）	4,850 円
-------------	---------

【2. 所得段階別保険料の基準額に対する割合】

第5期計画の所得段階別保険料につきましては、新たに特例第3段階（0.65）を設けました。また、第6段階と第7段階の区分に際して、東京都との調整により、所得額を200万円から190万円に変更しました。

区分	基準額に対する割合	要件
第1段階	0.45	生活保護者 老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の人
第2段階	0.45	住民税世帯非課税で課税年金収入額 + 合計所得金額 80 万円を満たす人
特例第3段階	0.65	住民税世帯非課税で課税年金収入額 + 合計所得金額 120 万円を満たす人
第3段階	0.70	住民税世帯非課税で第2段階、特例第3段階以外の人
特例第4段階	0.85	課税年金収入額 + 合計所得金額 80 万円を満たす人 (世帯内に住民税課税者がいる場合)
第4段階	1.00	本人が住民税非課税で上記以外の人 (世帯内に住民税課税者がいる場合)
第5段階	1.08	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人
第6段階	1.25	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上 190万円未満の人
第7段階	1.50	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上 400万円未満の人
第8段階	1.65	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上 600万円未満の人
第9段階	1.75	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上 800万円未満の人
第10段階	1.85	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上の人

2 高齢者保健福祉事業の展開

(1) 介護予防・生活支援サービスの充実

多くの元気な高齢者が、できるかぎり介護状態になることなく、健康で生き生きとした老後生活をおくるための支援事業として介護予防・生活支援サービスは、重要な役割を担う事業です。

高齢化にともない、要介護高齢者の出現率は増加しています。高齢者が健康で生き生きと暮らす豊かな地域社会を築くために、これまで以上に第5期計画においては、「地域包括ケアシステム」の構築を進めるものとして、介護予防・生活支援サービスを充実させることが重要な計画課題となっています。

また、介護予防・生活支援サービスを進め、要介護高齢者の出現を抑えることは、介護にかかる費用全体を抑制することにつながり、介護保険制度を運営することや高齢者施策全体の効率化を実現することになります。

生活支援型ホームヘルプサービス

【1. 施策事業の内容】

介護保険で「非該当」と判定された、65歳以上の方で、ひとり暮らし高齢者世帯または高齢者のみの世帯の方で心身機能の低下により、日常生活上の軽度な援助が必要な方を対象に、ホームヘルパーを派遣し、介護予防のための家事援助等を行うサービスです。

サービスは、基本的に1週間に2時間以内を原則として実施しています。

【2. 実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実世帯数(世帯)	6	4	6
延べ回数(回)	243	174	310

【3. 第5期計画の取り組み】

広報等の活用による事業の周知を図ります。

生きがい活動支援型デイサービス

【1. 施策事業の内容】

介護保険で「非該当」と判定されたが、軽度の支援が必要な 65 歳以上の方などを対象に、健康維持や介護予防、また生きがいづくりや閉じこもり防止という観点から、高齢者福祉センター寿楽内にある在宅サービスセンター（愛称 ふくふく）で実施しているデイサービスです。

主なサービス内容は以下のとおりです。

生活指導・相談・趣味・娯楽	送迎
健康増進・健康チェック	給食サービス
日常動作訓練	入浴サービス
養護	機能回復訓練

【2. 実績値】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実利用人数（人）	17	11	17
延べ利用人数（人）	1,357	1,103	1,029

【3. 第 5 期計画の取り組み】

介護予防事業として「サービス内容の充実」を図っていきます。

デイルーム。吹き抜けのため、開放的で明るいです。
窓辺は日差しが入り、ぼかぼか。

2 階 浴室

明るく開放感のある浴室です。男女入れ替え制です。



生活支援ショートステイ

【1. 施策事業の内容】

介護保険で「非該当」と判定された65歳以上の方で、一時的な理由で在宅での生活ができない場合、特別養護老人ホーム等へ短期間宿泊できるサービスです。

【2. 実績】

第4期計画で実施に向けて検討した結果、第5期計画より実施することを決定しました。

【3. 第5期計画の取り組み】

新規事業となるため、広報等を有効に活用しながら周知の徹底を図るとともに、ニーズの把握に努めます。

寝具乾燥サービス

【1. 施策事業の内容】

65歳以上の方で、寝たきりの状態がおおむね3か月以上である方やひとり暮らし高齢者世帯または高齢者のみ世帯で、寝具の自然乾燥等作業が困難な方に対し、月に1回寝具の乾燥と年1回の丸洗いをを行うサービスです。

【2. 実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実利用人数(人)	0	1	4

【3. 第5期計画の取り組み】

広報等を有効に活用しながらサービスの周知を図り、利用向上に努めます。

紙おむつ支給

【1. 施策事業の内容】

65歳以上の方で、起居動作が困難なため6か月以上居宅で寝たきりやこれに準ずる状態にある方、又は、失禁状態にあり常時紙おむつを着用する必要がある方に、前月末に翌月1か月分を対象者宅へ配達するサービスです。

【2. 実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実人数(人)	94	125	144
延べ人数(人)	740	930	1,082

【3. 第5期計画の取り組み】

広報等の活用による事業の周知を図ります。

日常生活用具給付

【1. 施策事業の内容】

介護保険で「非該当」と判定された65歳以上の方のうち、歩行が不安定であるなど日常生活動作に低下が認められた方を対象に、以下のような日常生活用具を給付するサービスです。

腰掛便座（便器）	入浴補助用具	
歩行支援用具	スロープ	歩行補助車

【2. 実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実人数（人）	0	0	1

【3. 第5期計画の取り組み】

広報等の活用による事業の周知を図ります。

ふれあい訪問事業

【1. 施策事業の内容】

70歳以上のひとり暮らし高齢者の方を対象に、週3回自宅へ乳酸飲料を届けることにより孤独感を解消し、あわせて安否の確認を行う事業です。

【2. 実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実人数（人）	79	80	90
延本数（本）	10,199	10,583	10,274

【3. 第5期計画の取り組み】

広報等の活用による事業の周知を図ります。

配食サービス

【1. 施策事業の内容】

65 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯の方で、家庭での調理が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた食事を昼の週 2 回配達するサービスです。あわせて安否確認も行っています。

【2. 実績値】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者数（人）	38	41	57
配食数（食）	2,296	2,352	2,795

【3. 第 5 期計画の取り組み】

実施回数の拡充やメニューの多様化などを検討するとともに、対象者の「食」の自立支援に向けての指導・助言を行っていきます。

自立支援住宅改修給付

【1. 施策事業の内容】

65 歳以上の方が、転倒防止や動作の容易性の確保、介護の軽減等を図る目的で、以下のような住宅改修を行う場合に、費用の一部を給付するサービスです。

浴槽の取り替え等
便器の洋式化等

流し、洗面台の取り替え等
手すりの設置等

【2. 実績値】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用件数（件）	9	3	9

【3. 第 5 期計画の取り組み】

広報等を有効に活用し、周知の徹底を図ります。

特殊眼鏡・コンタクトレンズ購入費助成

【1. 施策事業の内容】

老人性白内障のため水晶体摘出手術を行い、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けることのできない65歳以上の方を対象に、購入費の一部を助成する事業です。

【2. 実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数(人)	0	1	0

【3. 第5期計画の取り組み】

広報等を有効に活用し、周知の徹底を図ります。

(2) 健康づくり活動の充実

疾病の予防と早期発見・早期治療を促し、望ましくない生活習慣の改善を図るきっかけづくりや介護を要する状態にならないための予防を目的として、健康増進法、介護保険法、健康保険法、高齡者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業を実施しています。

健康診査等

【1. 施策事業の内容】

特定健康診査は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者や予備群を発見し、食事や運動などの生活習慣改善について、特定保健指導を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としています。

また、がんの早期発見のため、性別年齢に応じて肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮がん検診を実施しています。

【2. 実績値】

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
特定健康診査受診者数（人）		2,791	2,962	3,120
特定保健指導実施者数（人）	積極的支援	13	22	31
	動機付け支援	41	83	79

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受診者（人）	胃がん検診	434	481	520
	肺がん検診	247	295	365
	大腸がん検診	3,123	3,326	3,487
	子宮がん検診	426	567	529
	乳がん検診	294	617	456

【3. 第 5 期計画の取り組み】

生活習慣病の予防、疾病の早期発見や早期治療のために、健康づくり推進委員の活動や広報紙等での受診勧奨により、受診者の拡大に努めます。

さらに 65 歳以上の方に対しては、介護予防事業につなげ介護を要する状況となる事を予防し自立を支援します。また、個々の状況にあった適切な指導が行われるように関係機関との連携を図ります。

また、特定健康診査や健康相談等を通じて、重点的に対策を講ずることが必要な疾病への取り組みとあわせて、寝たきりなどの原因となる生活機能低下、生活習慣上の問題等を改善できるような取り組みを充実していきます。

健康教育

【1. 施策事業の内容】

生活習慣病の予防、要介護状態になることの予防、その他健康に関する事項についての正しい知識の普及啓発を図り、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持・増進を目的として実施しています。

【2. 実績値】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実施回数（回）	7	7	8
被指導人数（人）	151	139	194

【3. 第 5 期計画の取り組み】

各地区で活動している団体等からの依頼や老人クラブの会合等に応じて、幅広く連携を図っていきます。

健康相談

【1. 施策事業の内容】

健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立つことを目的としています。

毎週、保健センターにおいて、保健師、栄養士等における相談日を設け、心身の健康相談のほか、必要に応じて血圧、体重、体脂肪測定等を行っています。

また、地区会館等でも毎月巡回相談を実施しています。

【2. 実績値】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実施回数（回）	62	62	64
被指導人数（人）	117	81	83

【3. 第 5 期計画の取り組み】

対象者の相談に対して適切な助言ができるように保健師の資質向上に努め、さらに関係機関との連携を図りながら取り組みを充実していきます。また状況に応じて、巡回相談の充実を図ります。

健康手帳の交付

【1. 施策事業の内容】

健康手帳は、健康診査や医療の記録、健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てるため、交付しています。

【2. 実績値】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付数（冊）	3,103	208	203

【3. 第 5 期計画の取り組み】

自らの健康づくりのための適切な情報が得られるように、健康手帳の意義について広報等を通じて啓発を行い、有効利用ができるように周知を図っていきます。

また、介護予防事業においても有効に活用できるように、健康診断などの機会を通じて周知を図っていきます。

(3) 社会参加活動への参加促進

高齢者の住み慣れた地域で、生きがいをもって、生き生きとした楽しい暮らしを送るために、就業の場の確保や生涯学習への支援などに努めていきます。

シルバー人材センター

【1. 施策事業の内容】

少子・高齢化が急速に進む中で、増大する高齢者の就業機会の確保・拡大は重要な課題となっています。高齢者就業対策の拠点として、シルバー人材センターが設置されています。景気低迷の長期化や雇用情勢の悪化など厳しい状況にあり、就業人数、受注件数ともに横ばい傾向にあります。退職期を迎えた団塊の世代や高齢者の就労支援の場、働くことによる介護予防の場として大きな期待が寄せられています。

【2. 実績値】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
会員数(人)	440	445	451
就業実人員(人)	357	366	382
受注件数(件)	1,280	1,208	1,305

【3. 第 5 期計画の取り組み】

センターの理念である「自主的・主体的」「共働・共助」の精神のもと、会員の方々が豊かに生き生きと社会参加ができ、健康維持に結び付く事業運営を旨として、より一層の発展、充実をサポートしていきます。

老人クラブへの助成

【1. 施策事業の内容】

老人クラブは、老後の生活を健全で豊かなものにし、自らの生きがいを高めるための組織として、さまざまな活動を行っています。

【2. 実績値】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
クラブ数	21	21	17
会員数(人)	1,307	1,313	1,088
活動回数(回)	3,996	4,167	3,572

【3. 第 5 期計画の取り組み】

老人クラブ活動を通し、福祉活動への参加促進や生きがい活動・ニュースポーツ等の取り組みが行われ、生きがいと心の張りあいを持った健康づくりが図られています。

今後とも、高齢者の増加とともに会員募集拡大と高齢者が生き生きと暮らせるよう財政的な面を含め、老人クラブへの積極的な支援に努めます。

敬老会

【1. 施策事業の内容】

70歳以上の方の長寿をお祝するために、毎年1回、スカイホールにおいて式典及び演芸を開催し、参加された方に喜ばれています。

【2. 実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
参加者(人)	1,431	1,413	1,120

【3. 第5期計画の取り組み】

多くの方に参加してもらえるように、関心の高い開催内容の充実を図っていきます。

高齢者福祉センター寿楽

【1. 施策事業の内容】

高齢者福祉センター寿楽は、60歳以上の方のための施設です。

各種の教室への参加、サークルでの活動により教養を高め、生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。

【2. 実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
開館日数(日)	299	297	300
利用者数(人)	30,750	33,333	32,465

【3. 第5期計画の取り組み】

高齢者の生きがい対策と介護予防を推進するための施設として、高齢者福祉センター寿楽の重要性は高まっており、高齢者のニーズに対応した施設運営を推進するとともに、サービス内容の充実を進めます。今後は利用者のニーズに沿った施設運営を推進していきます。

サークル活動風景



軽食コーナー



敬老金の支給

【1. 施策事業の内容】

敬老の日現在、住民登録のある70歳・77歳・88歳・95歳・99歳及び100歳の節目年齢の高齢者を対象に、敬老金を贈呈しています。

【2. 実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
支給人数(人)	651	674	766

【3. 第5期計画の取り組み】

敬老金の支給対象者は、高齢化の進展にともない、今後も増加し続けることが予想されますが、引き続き事業を継続していきます。

地域交流拠点事業「ふらっとまちかど」

【1. 施策事業の内容】

在宅高齢者の閉じこもりの防止や孤独解消のため、町に住む高齢者が気軽に立ち寄ることのできる地域交流拠点として「ふらっとまちかど」を設置しています。

【2. 実績】

第4期計画への掲載はありませんが、高齢者の居場所づくりのため、平成23年度新規に設置しました。

【3. 第5期計画の取り組み】

多くの方に利用してもらえるように、定期的にミニコンサートなどのイベントを開催し、事業の拡大と充実を図ります。

(4) 安心できる生活環境の確保

緊急通報システム

【1. 施策事業の内容】

65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯で、身体上、慢性疾患がある等日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方に、消防庁に自動通報できる無線発報器を貸与する事業です。

【2. 実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
登録件数(件)	16	15	17

【3. 第5期計画の取り組み】

広報等を有効に活用しながら周知の徹底を図ります。

火災安全システム

【1. 施策事業の内容】

65歳以上の寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者等を対象に、以下のような住宅用防災機器や電磁調理器を給付・貸与するサービスです。

火災安全システム種目

火災警報器
自動消火装置
ガス安全システム
専用通報機
電磁調理器

【2. 実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
登録件数(件)	3	4	4

【3. 第5期計画の取り組み】

広報等を有効に活用しながら周知の徹底を図ります。

徘徊高齢者探索サービス

【1. 施策事業の内容】

徘徊高齢者探索サービスは、認知症高齢者が徘徊した時にGPSを利用した位置情報専用探索機により家族等へ居場所をお知らせし、徘徊高齢者の安全を確保するとともに介護者の負担を軽減するサービスです。

【2. 実績値】 平成21年度から事業実施

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
登録件数(件)	-	2	6

【3. 第5期計画の取り組み】

広報等を有効に活用しながらの周知の徹底を図ります。

老人福祉電話

【1. 施策事業の内容】

65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯で、近隣に親族が居住していなく、定期的に安否の確認を行う必要があると認められる世帯を対象に、実施している電話の設置サービスです。

【2. 実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
登録件数(件)	8	10	10

【3. 第5期計画の取り組み】

広報等を有効に活用しながら、周知の徹底を図ります。

家具転倒防止器具取り付け

【1. 施策事業の内容】

70歳以上のひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯を対象に、3か所以内で家具転倒防止器具を取り付けるサービスです。

【2. 実績】

平成21～23年度については、災害対策を目的とした地域課所管事業として事業を拡大実施しました。

【3. 第5期計画の取り組み】

平成24年度以降は高齢課で施策事業を実施していきます。

(5) ひとにやさしいまちづくり

ユニバーサルデザインの推進

【1. 施策事業の内容】

平成21年に改正された「東京都福祉のまちづくり条例」のユニバーサルデザインの考え方に立って、町では、公共施設への障害者用トイレや一部の歩道への視聴覚障がい者用ブロック敷設、箱根ヶ崎駅のエスカレーター・エレベーターの設置等を順次進めてきました。今後は、この「東京都福祉のまちづくり条例」を踏まえながら、より一層のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進していきます。

【2. 第5期計画の取り組み】

当事者や町民と関係機関の参加による「福祉のまちづくり推進協議会」を設置しバリアフリーやユニバーサルデザインによるまちづくりの推進体制の整備と充実を図ります。あわせて、ユニバーサルデザインの啓発に努めます。

東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを踏まえ、事業者や設計者が建築物等を設計するうえで、適合証交付請求書や届出書の提出を徹底していきます。

コミュニティ活動の振興

【1. 施策事業の内容】

高齢者の自立を支援し、地域住民の連携を高め、ともに暮らし、助け合う地域社会の構築を目指します。

【2. 第5期計画の取り組み】

住民同士が地域でのささえあい意識の向上に向けたきっかけづくりを進めるとともに、地域福祉活動を行う団体や個人が、ほかの団体との連携を図り、地域で行われているさまざまな交流活動への支援と活性化を積極的に図っていきます。

高齢者向け住宅の整備

【1. 施策事業の内容】

高齢者の身体状況に配慮した高齢者向け住宅の整備推進を図ります。

【2. 第5期計画の取り組み】

平成22年度実施の高齢者等生活実態調査の結果から、高齢者一般調査の住居形態は、一戸建て持ち家率が82.1%、在宅認定者調査では80.5%となっています。このことから第5期計画のサービス付き高齢者住宅の整備は急務でないことから第5期計画に町の実情に合わせ関係機関との協議を始めます。

3 重点的に取り組むことが望ましい事項

第5期計画は、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画であるとともに、高齢化のピークを迎える期間までに地域包括ケアシステムを構築するために課題を明確化し、その課題に対処すべく必要な事項を盛り込むこととなります。以下の4つの事項については、今後、地域のニーズが増えることが予想され、地域の実情に応じた取り組みが進むように重点的に取り組むことが望ましい事項です。

(1) 高齢者の居住に係る施策との連携

平成22年度実施の高齢者等生活実態調査の結果から、高齢者一般調査の住居形態は、一戸建て持ち家率が82.1%、在宅認定者調査では80.5%となっています。このことから第5期計画中のサービス付き高齢者住宅の整備は急務でないことから第5期計画中に町の実情に合わせ関係機関との協議を始めます。

(2) 医療との連携

より良い在宅医療の実現には情報共有が重要です。被保険者の同意があり、医師が情報提供を希望する旨の申し出がある場合、要介護認定等を行ったとき、本人の介護保険要介護・要支援認定等結果通知と同様の認定情報を記載した資料を主治医意見書作成の医師へ提供できるようにします。主治医と情報共有することで在宅医療が充実し、より長く・安心して在宅で暮らせることを目指します。

(3) 認知症支援策の充実

日常生活に気をつけ、脳を鍛えると認知症にならずにすんだり、認知症になる時期を遅らせることができる可能性があります。認知症にならないために認知症予防教室の内容を充実します。

認知症になっても安心して暮せるまちを旨とし「認知症サポーター」を養成します。認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人です。

町内には、認知症対応型共同生活介護施設が無いため、認知症対応型共同生活介護サービスを利用している方は、町外の施設を利用しています。認知症の増加を踏まえ、町内に認知症対応型共同生活介護施設の必要量の整備を行います。

また、判断能力や生活状況等を踏まえ、成年後見制度の利用の必要性など高齢者の権利擁護についても支援します。

(4) 生活支援サービス

ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の増加、認知症の増加に伴い、家族への支援や地域での見守り体制が必要となっています。乳酸飲料を配達するふれあい訪問事業や配食サービスによる高齢者の見守りを行うとともに、寝具乾燥サービスや生活支援型ホームヘルプサービス、徘徊高齢者探索サービス等について引き続き事業を継続します。また、今後は必要に応じた生活支援サービスの検討について推進します。

4 サービス基盤整備

(1) 広域分

町内に特別養護老人ホーム4施設、介護老人保健施設3施設、介護療養型医療施設1施設が整備済です。町内の施設入所待機者は90名程度の横ばいで推移しています。東京都の発表では、すぐに入所が必要な方は待機者の1割となっています。このことから第5期計画の中では新たな施設の設置は行いません。

サービス付き高齢者向け住宅等の整備について、平成22年度実施の高齢者等生活実態調査の結果から、高齢者一般調査の住居形態は、一戸建て持ち家率が82.1%、在宅認定者調査では80.5%となっていることから、一戸建所有の高齢者の方が、集合住宅タイプの住居への移転は、非常に少ないものと考えます。

現在の制度では、住宅が設置されることで多数の高齢者の転入が予想され、医療・介護ともに保険料の増大が考えられます。このことから第5期計画中は、整備について関係機関との協議を開始します。

(2) 地域密着分

町内に認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)が無い場合、認知症対応型共同生活介護サービスを利用している方は町外の施設を利用しています。認知症の増加を踏まえ、認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)について、サービス量の状況を踏まえ、必要量を第5期計画の中に整備します。

第6章 計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護の各機関、地域、教育・経済等の各団体との連携が欠かせないものになります。したがって、関係者や町民に計画の趣旨や内容の周知を図り、関係機関や地域団体との連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

(1) 行政の連携強化

本計画は、保健・福祉・医療・介護の領域を中心に多岐にわたる施策に対して、一体的に取り組むことが必要となっています。

施策を担当する課も複数にまたがっており、各施策の整合性を図り、効率的な計画推進を行うためにも、一層庁内の横の連携を密にし、情報を共有して取り組んでいきます。

また、国や都の動向にも注意し、計画推進に反映させていくとともに、広域に関わる問題や、国・都の協力を必要とする問題については、迅速に対応することができるように、連携を強化していきます。

(2) 関係機関との連携

高齢者の生活支援を総合的に行うためには、町内外の多様な関連施設・機関の協力や、民生委員、地域住民、ボランティア、NPO等の協力が必要となります。その他、社会福祉協議会、国民健康保険団体連合会、医療機関、教育機関など、多様な団体、機関との連携が不可欠です。

円滑な事業運営を図るためには、関係者が必要とする情報を共有できるように情報提供を行うとともに、関係者間の連絡・調整を行うなど、本町を基点とした協力体制づくりに取り組んでいきます。

(3) 医療と介護の連携

疾病予防や健康管理がますます重要になってくるため、地域における医療と介護の連携（主治医と介護支援専門員との連携強化、介護予防分野での医療との連携など）、入所施設やグループホームにおける医療機能の強化等については、第5期計画においても、地域包括ケアシステムの構築の一環として、医療と介護の連携強化に向けて、「(仮称)瑞穂町地域包括ケア会議」を開催し、在宅医療の導入に向けた検討に取り組んでいきます。

(4) 町民参画と協働

住民同士が地域でのささえあい意識の向上に向けたきっかけづくりを進めるとともに、地域福祉活動を行う団体や個人が、ほかの団体や個人との連携を図り、地域で行われているさまざまな交流活動への支援と活性化を積極的に図っていきます。

2 計画の適正な運営

計画の適正な運営を行うために、進捗状況を把握するとともに、事業の評価を今後の計画に反映させていく体制を整えます。また、介護保険サービスを適切に利用してもらうためには、事業者情報など必要な情報提供を行うとともに、相談体制を充実させ、サービスの質の向上を図ります。

(1) 計画の進捗状況の点検・評価

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を着実に実現していくためには、両計画の進捗状況を客観的に評価し、点検する体制が不可欠となります。このため、学識経験者や医療関係者、福祉関係者及び町民代表等で構成する「瑞穂町介護保険運営協議会」を開催し、計画を点検・評価していくとともに、広く町民に計画に対する意見を求め、今後の計画に反映させていきます。

(2) 事業者への指導・監督

町には、サービス事業者等への立ち入り調査権が認められるなど、町の役割・権限が強化され、また、都道府県による介護保険施設等の指定にあたって、町に対し意見を求めることが義務付けられています。

こうした町の役割の拡大を踏まえ、適正なサービス利用が図られるように、今後もサービス利用者の視点から、事業者への指導・監督に努めていきます。

(3) 正確・公平な要介護認定の調査

要介護認定の調査については原則として町が実施するものとし、要介護認定調査における正確性・公平性の確保に努めていきます。

(4) 情報提供・相談体制の充実

高齢者施策全般に関する総合相談

町民の利用できる事業・サービスは健康状態や目的によって多岐にわたっており、自分がどのようなサービスを利用すべきなのかがわかりにくい部分もあります。

そこで、高齢者福祉、介護、保健のほか、地域福祉、生活保護、障害者福祉、児童福祉など保健福祉全般に関して、総合的に相談に応じていきます。

円滑な相談体制を構築するために、職務全般に通ずる職員の養成や必要な情報を共有できる体制の整備を進めていきます。

介護サービス情報の提供

制度改正により、すべての介護サービス事業者に、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務付けられました。(都道府県は、事業者からのサービス情報を年1回程度インターネット等で公表します)

サービス情報のうち確認が必要なものについては、都道府県が調査を行い、報告内容を確認した上で公表することになります。

本町においても、こうした介護サービス情報を積極的に活用していくとともに、町民にもっとも近い窓口として、町民が介護や支援を必要とするときに、自らの選択により適切なサービスを利用できるよう、町高齢課、地域包括支援センター等を通じて、町民にわかりやすい情報として情報提供に努めていきます。

また広報やパンフレット等を活用して、町民が介護サービス事業者の選択方法、介護サービスの利用の方法等について理解を深めることができるように取り組んでいきます。

苦情相談体制の整備

要介護認定、サービス内容に関する苦情については、被保険者の利便性という観点から、町民の身近な行政機関である町高齢課において迅速に対応できる体制を整備していきます。

要介護認定に関する苦情については、要介護認定調査員等と連絡調整をし、さらに都の介護保険審査会と連携をとりながら、適切な対応に努めていきます。

また、サービス利用に関する苦情については、介護支援事業者、介護サービス事業者に対しても自主的な苦情処理に取り組むよう要請していきます。同時に、国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、適切な対応に努めていきます。

3 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、サービスの提供体制を整備するとともに、必要とされる人材の確保を図ります。

(1) 人材の育成と確保

ホームヘルパー、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士などのマンパワーの育成について、関係機関との連携によってその計画的な確保に努めるとともに、認知症対策の担い手になる認知症サポーターの養成を行います。

地域包括支援センターの職員は、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員など専門性と知識・経験を要求されることから、その研修や人材確保に努めます。

また、社会活動への参加を促すため、老人クラブのリーダーやレクリエーション等の指導者の育成を支援します。

(2) 介護支援専門員の資質の向上・専門性の向上

介護支援専門員の資質の向上を図るため、5年ごとの資格更新制に改められ、更新時には研修の受講が義務付けられました。更新しない場合は、資格が停止され実務に携わることはできなくなります。また一定年数以上の実務経験を有する介護支援専門員で、所定の研修を修了した人を「主任介護支援専門員」として認定する制度が新設されました。

介護プラン作成における独立性・中立性を確保するため、介護支援専門員1人当たりの標準担当件数の見直しや報酬体系・指定基準の見直しも行われる予定となっており、介護支援専門員の資質の向上に努めていきます。

4 計画の普及・啓発

介護保険の見直しを機に再構築された高齢者保健福祉サービスが、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるためには、その趣旨やしくみを広く町民に理解してもらい、積極的に利用してもらうことが重要です。

今後とも、高齢者が住み慣れた地域において健康で生き生きした生活を続けられるよう、介護保険サービス（介護・予防）のほかに、高齢者の自立生活を支える福祉サービスや、生活習慣病等を予防し高齢者の健康を守る保健サービスについて、広く町民に周知を図り事業の普及啓発に努めます。

資料編

資料編

1 瑞穂町地域保健福祉審議会について

本計画の策定にあたっては、「瑞穂町地域保健福祉審議会」内に設置された「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会」において審議していただきました。

「瑞穂町地域保健福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会」委員及び審議経過は以下のとおりとなっています。

(1) 委員名簿

職務	氏名	選出区分等	委員
学識経験者	小林 俊子	田園調布学園大学教授	分科会委員
関係行政機関	松島 郁子	西多摩保健所地域保健推進担当課長	分科会委員
医療関係	栗原 教光	瑞穂町医師会	分科会委員
福祉代表	小山 良一	保健福祉関係施設代表 (福) 瑞仁会良友園 施設長	審議会委員
	難波 眞	保健福祉関係団体代表 (医) 幹人会菜の花 顧問	審議会委員
	佐々木 利郎	高齢者就労支援団体代表 (公社) 瑞穂町シルバー人材センター 事務局長	分科会委員
	森田 孝子	民生委員・児童委員協議会	分科会委員
	山口 斉	社会福祉協議会	審議会委員
	奥田 雄一	瑞穂町寿クラブ連合会	審議会委員
	原島 猛	介護支援専門員	分科会委員
町民代表	小松原 久子	公募による選出	審議会委員
町職員	田辺 健	住民部長	審議会委員
	並木 桂子	福祉部 健康課 保健師	分科会委員

：会長 ：副会長

(2) 審議経過

開催年月日		検討課題
第1回	平成23年8月30日	委員委嘱・任命 委員及び事務局紹介 会長・副会長選出 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 介護保険制度の状況について 高齢者等生活実態調査結果について
第2回	平成23年9月30日	高齢者保健福祉サービスについて 介護サービス見込量について
第3回	平成23年11月10日	高齢者保健福祉サービスについて 今後の高齢者保健福祉事業の展開について 介護保険事業の展開 地域支援事業について 介護保険事業の展開 介護サービス見込量について 介護保険料について
第4回	平成24年1月24日	計画骨子案の検討について
第5回	平成24年2月21日	最終計画案の確認について

瑞穂町
第5期高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

平成24年3月

発行：瑞穂町 福祉部 高齢課

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

TEL : 042-557-0501 (代表)

FAX : 042-556-3401

ホームページ : <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>

E mail : kaigo@town.mizuho.tokyo.jp